

ひおきマルシェ出店取扱要領

(飲食店、製造品、農産物、特産品販売の出店申込)

第1条 飲食店で出店申込ができるものは、日置市内に販売店舗を有し、申請日より直近の1か月間に常時営業(定休日は除く)しているものとする。

ただし、営業者の住所が日置市内である移動販売車(以下、キッチンカー)については、出店申し込みができるものとする。

(個人の出店申込)

第2条 個人で出店申込ができるものは、日置市内に住所を有し、かつ以下の内容に限るものとする。

・フリーマーケット

自宅で不要となった衣類や雑貨など中古品の販売

・ハンドメイド雑貨

出店者で制作した雑貨など(飲食物は除く)の販売、ものづくりワークショップの開催。

(出店申込にあたっての留意事項)

第3条 本イベントの趣旨に賛同し、以下①～②を実施して、イベント周知や店舗の周知を行うこと。

① SNSや店頭ポスターなどによるイベント出店およびメニューなど内容の告知。

② 店舗、キッチンカーのPRチラシを作成し、イベント当日に配布。

(2) 出店については、主たる業種であること

(3) 宗教的な活動又は政治的活動と認められないものであること

(4) 出店において、飲食、農産物、特産品などの販売を行う場合は、通常事業者において扱っている品物、飲食の販売に限る。ただし、主催者が認めた場合はこの限りでない。

2 前項にかかわらず主催者が特に認めた公共的団体等はこの限りでない。

3 店舗については、出店申込書を記載し、次の書類をあわせて提出すること。

・営業許可証の写し

・販売店舗の写真等実績の分かる書類

なお、提出書類の詳細については、申込書に記載の提出書類一覧を参考のこと。

(出店の決定)

第4条 実行委員会は、出店申込書を基に審査を行い、出店の許可又は不許可を決定するとともに、その結果を出店申込事業者に対し通知するものとする。

2 応募多数の場合は、抽選の上、出店事業者を決定する。

3 フリーマーケット、ハンドメイド雑貨については、先着順とする。

(留意事項)

第5条 出店等において次の事項は認めない。

(1) 第三者に対し、出店の権利を譲渡し又は転貸すること

(2) 商品を不当な価格で販売すること

(3) 指定された売店以外において、立ち売り及び呼び込み販売すること

(4) 拡声器等を使用すること

(5) その他、イベント運営に支障があるような行為をすること

(出店の取消等)

第6条 出店において前条に定める事項に違反していることが認められる場合は、出店の取消又は今後の出店禁止などの措置をとることができる。

(出店負担金)

第7条 出店する者は、下記に定める金額を負担すること。

種類	負担金	
飲食ブース	1 コマ	5,000円／日
その他のブース	1 コマ	3,500円／日
電気料（電気を使用する場合）		500円／日
水道料（水道を使用する場合）		500円／日